

海外経済要録

米州諸国

◇米国、公定歩合を引下げ

連邦準備制度理事会は8月13日および26日、傘下地区連銀が公定歩合をそれぞれ0.5%引下げる(実施日、8月16日<11.0→10.5%>、27日<10.5→10.0%>)ことを承認した旨発表した。

上記の公定歩合引下げは、7月20日(12.0→11.5%)、8月2日(11.5→11.0%)の引下げに続くもので、昨年9月以来の今次利下げ局面においては通算8回目および9回目(高率適用制度の適用金利引下げ、同制度撤廃を除いた公定歩合の引下げのみでは5回目および6回目)の緩和措置である。

この2回の緩和措置に関し、同理事会ではそれぞれ「通貨の落着いた伸び、銀行信用に対する需要の減少、市場金利の低下にかんがみ採られたもの」(8月13日)、「公定歩合を短期市場金利の水準に合わせるため採られたもの」(8月26日)とコメントしている。

◇米国連邦準備制度、支払準備制度を一部改訂

連邦準備制度理事会は8月25日、預金取扱い金融機関規制廃止委員会(Depository Institutions Deregulation Committee)が6月末に7~31日物定期預金の新設を認可したこと(7月号「要録」参照)を受けて、当該新設預金受入が実施される9月1日以降レギュレーションDの一部を変更し、同新設預金を準備預金の対象区分(決済勘定、定期預金<個人分を除く>、ユーロ債務)のうち、定期預金として定義することを発表した(実際に準備預金を積立てるのは9月9日に始まる週から)。これは現在定期預金の期間が最低14日間以上と定義されているため、当該新設預金と抵触する期間(7~13日)の取扱いを明らかにしたもので、7~13日物定期預金をレギュレーションDの下で従来どおり要求払預金と定義し、決済勘定にかかる高い準備率(3~12%)、これに対し定期預金に対する準備率は0~3%)を課した場合、預金新設の効果が損われるとして同新設預金に限り、レギュレーションDの下でも定期預金と認めたもの(従って、その他の定期預金の期間は依然として最低14日間以上としている)。

なお、連邦準備制度理事会では上記措置を過渡的なものとし、すべての定期預金について最低期間を7日とす

る案を現在検討中である。

◇米国連邦準備制度、政府証券等の買戻し条件付売却によって生じる債務を預金利規制から完全除外

連邦準備制度理事会は8月25日、レギュレーションQを一部変更し、『預金とみなされる約束手形およびその他の債務(Deposits as including certain promissory notes and other obligations)』として預金利規制の対象とされる加盟銀行債務のうち例外扱いされてきた、買戻し条件付きの政府証券・政府機関証券売却から生じた債務に関して、額面金額、期間などの制限を撤廃し当該債務をすべて預金利規制の対象外とすることを発表した(8月24日から遡及実施)。

すなわち、これまで合衆国国债、同政府機関債または連邦政府ないし政府機関が元利保証する債券を当該銀行が買戻し条件付で売却したことによって生じる債務については、(a)額面金額が10万ドルないしそれ以上のもの、もしくは(b)額面金額が10万ドル未満、満期が90日未満で、かつ自動的に更新または延長されないもの、に限って預金利規制の対象外とされてきた。従って額面金額10万ドル未満、期間90日以上あるいは90日未満でも自動的に更新、延長される買戻し条件付政府証券等の売却は規制対象となっていた(ただし、このうち期間90日以上のものについては、79年8月1日以降3年間に限り、残高が79年8月1日現在の残高を超えない限り規制適用を免除)。その背景としては、79年当時加盟銀行が買戻し条件付政府証券等の売却が規制対象外となっていたことをを利用して定期預金金利を上回る金利で小口の買戻し条件付取引を積極的に行い、預金吸収を図ったため、規制の抜け道を防ぐ必要があったことが指摘されている。

しかしながら預金取扱い金融機関規制廃止委員会(Depository Institutions Deregulation Committee)が昨年6月預金利規制の段階的撤廃スケジュールを決定し、さらに本年3月預金利の適用を受けない期間3年半以上の定期預金を新設する(昨年7月号、本年4月号「要録」参照)など、金融機関が小口の買戻し条件付取引を積極化して長期資金を調達するメリットがなくなったことから、本措置に踏み切ったものである。

また連邦準備制度理事会では、ここへきて本措置を実施する理由として、「連邦預金保険公社(FDIC)や連邦住宅貸付銀行理事会(FHLBB)が最近同様の措置をとった結果、連邦準備制度加盟銀行が競争上不利にならないようにするため」とコメントしている。

◇米国連邦預金保険公社理事会、傘下の連邦準備制度非加盟州法銀行の証券子会社に関する見解を公表

米国連邦預金保険公社理事会(The Board of Directors of the Federal Deposit Insurance Corporation)は9月初、同公社に加入している連邦準備制度非加盟州法銀行(約9,300行)が、銀行の証券業務を原則として禁止している1933年銀行法(通称グラス・スティーガル法)の下でも、証券業務を行う子会社を所有できるとの公式見解(statement of policy)を発表した。具体的な内容は次のとおり。

1. グラス・スティーガル法は、21条で証券業務と銀行業務(預金受入)の兼営を禁止するとともに(注)、20条で連邦準備制度加盟銀行が証券業務を行う子会社を所有することを禁じている。従って、連邦準備制度非加盟州法銀行は、同法21条の適用を受け銀行自体として証券業務を兼営することはできないが、20条の適用は受けないため証券子会社を所有することができる。

(注) ただし、銀行は顧客からの注文に応じ顧客勘定で証券売買を行うことが許されており、また連邦政府債および地方債のうち一般財源債(general obligation bonds)については引受けや自己勘定における売買を行うことができる。

2. ただし、連邦準備制度非加盟州法銀行が銀行持株会社によって所有されている場合には連邦準備制度理事会の規制を受け、証券子会社の所有は禁じられる。また、銀行持株会社によって所有されていない場合でも、銀行経営の安全性、健全性の見地から証券子会社の所有について許可を与えないことがある。

◇米国、1982年増税法成立

レーガン大統領は9月3日、「税の公平と財政節度に関する1982年法」(The Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982)(8月19日議会通過)に署名した。これは、各種控除の見直し、徴税の強化等により83年度180億ドル、83~85年度合計では983億ドルの増税を行うものであり概要は以下の通りである。なお、同法には別途医療保険の適用基準の厳格化等による歳出削減(83年度37億ドル、83~85年度合計175億ドル)も盛込まれており、これを含めて財政赤字の削減効果は83年度217億ドル、83~85年度合計1,058億ドルと見込まれている。

(1) 企業関係の増収措置

(1) 減価償却方法の見直し

81年減税法で導入された減価償却期間の単純化、短縮化を主内容とするACR制度(Accelerated Cost Recovery System)による減価償却方法は、①1981年から1984年に事業の用に供される動産については、150%定率法で償却し一定期間経過後定額法に変更

する、②1985年に事業の用に供される動産については175%定率法で償却していき一定期間経過後定額法に変更する、③1986年以降に事業の用に供される動産については200%定率法で償却していき一定期間経過後定額法に変更することとされていたが、今回の改正により、1985年以降事業の用に供される動産に対しても150%定率法で償却し一定期間経過後定額法に変更する方法をとることとなった。

(2) 投資税額控除に伴う減価償却対象額の削減

投資税額控除の対象となる資産は、税額控除の50%を減価償却およびキャピタルゲイン・ロスの計算上、資産の減価償却対象額から差し引くこととなった(現行では投資税額控除を受けた資産の減価償却対象額が減額されることはなかった)。

(3) 投資税額控除の権利売買(safe-harbor leasing)の禁止

1981年減税法によりリース取引条件が緩和され、その結果それまで投資税額控除をうけることができなかつた赤字企業が設備投資を行った場合に投資税額控除の権利を黒字企業に実質的に売却できることとなつたが、本法によりこの種の取引は1982年7月以降大幅に制限され、84年以降は廃止される。

(2) 法人税予定納税額の引上げ

旧法では法人税の予定納税額は原則として、当該事業年度確定税額の80%以上となっていたが、これを90%以上に引上げる。また、従来は事業年度末における未払税額のみを納稅期限事業年度終了日より2か月半後さらに3か月延納することができたが、これを認めない。

(2) 利子・配当所得に対する源泉徴収

1983年7月より、利子・配当所得に対して10%の源泉徴収を実施する。ただし個人の利子所得のうち年間150ドルまでは源泉徴収の対象とならず、また利子・配当とも低所得者(前年の所得税額が個人で600ドル以下の場合)、老齢者(65歳以上の個人で前年の所得税額が1,500ドル以下の場合)などは対象外とする。

(3) 生命保険会社に対する課税強化

生命保険会社がリスクの一部を他の生命保険会社に再保険する場合、当該取引に係る業務所得について従来他の所得と同様課税所得算定上の優遇措置が設けられていたがこれを廃止する。

(4) 個人所得税に関する増収措置

(1) 医療費控除の見直し

現行では医療費の合計額が調整総所得の3%を超える部分が所得控除対象となり、薬品代についても

調整総所得の1%を超える部分を控除できたが、医療費の限度基準が3%から5%に引き上げられ、薬品代については一部を除き控除の対象外となった。

(d) 雑損控除の適用範囲の縮小

年間の損失総額が調整総所得の10%を超える部分についてのみ所得控除を行う(現行では1件当たり100ドル超の部分につきすべて控除できる)。

(5) 消費税の増税

(i) 航空券税率の引上げ(5→8%)

(ii) 電話税率の引上げ(1→3%)

(iii) タバコ税の引上げ(1箱8セント→16セント)

(6) 連邦失業保険税の引上げ等

雇用主が支払う連邦失業保険税の対象となる給与は、年間被雇用者一人当たり6,000ドルまでから7,000ドルまでへ、また税率も同じく3.4%から3.5%へ引上げ

1982年税法改正による増税効果

(単位:億ドル)

	83	84	85	3年 度計
個人所得税関係	3	31	31	65
うち医療費控除の見通し	3	18	17	37
雑損控除の縮小	—	7	7	14
法人税関係	54	133	165	352
うち減価償却方法の見直し	2	3	17	22
投資税額控除	4	14	27	44
safe-harbor leasing の廃止	10	26	43	79
法人税予定納税額の引上げ	10	30	8	49
利子配当所得の源泉徴収	13	52	40	106
生命保険会社に対する課税強化	19	22	29	70
連邦失業保険税の引上げ等	19	31	36	86
消費税の引上げ	28	40	47	115
うち航空券税の引上げ等	8	10	11	29
電話税の引上げ	6	11	16	32
タバコ税の引上げ	13	18	19	48
徴税の強化	20	36	47	103
税制改正による增收(その他とも計)	159	353	403	914
内国歳入庁の職員増強による增收	21	24	24	69
合計	180	377	427	983

られる(83年1月以降)。

(7) 徴税の強化

(i) 要納税額の10%または5,000ドル(法人は10,000ドル)以上の納税不足が発生した場合、現行の罰則(延滞利息など)に加え、不足額の10%の追加罰則が課される。

(ii) 内国歳入庁の職員の増強、設備の拡充等により増収を図る。

◇メキシコ、民間銀行の国有化、外国為替管理を実施

1. メキシコ政府は9月1日、資本の大量流出やドル投機を防止するため、民間銀行を国有化(即日実施)するとともに外国為替管理を実施(6日以降)する旨発表した。主な内容は以下のとおり。

(1) 民間銀行の国有化

① 国内の民間銀行はすべて国有化するが、現在の銀行株主の権利(注1)および銀行に対する預金債権は保障する。

② 外国銀行の支店は適用外とするが、外国銀行の支店が、ペソ預金を受入れあるいはペソにより貸出を行うことは禁止する。

(注1) 9月6日政府は特別信託基金を設立、国有化された民間銀行の個人株主に対する配当支払などを今後10年間保障する旨発表。

(2) 為替管理の内容

① 外貨建定期預金の新設を禁止(ただし既往の外貨建定期預金の満期支払は認める)。

② メキシコ中央銀行は、公的部門の対外債務支払いや優先物資(食糧・主要資本財など)の輸入代金支払いのための外貨手当を優先させる。

③ 国有化された銀行を通じない外貨取引を禁止する。

2. 今回措置に至る背景は以下のとおり。

メキシコ経済は莫大な石油資源を背景とする積極的経営運営により78年以来毎年8%を超える高成長を続けてきたが、国内インフレの高進、石油、銀など主要輸出產品価格の下落に伴う国際収支の大幅な赤字化(注2)、折柄の国際高金利による対外利子支払い増などから経済のパフォーマンスは著しく悪化した。メキシコ政策当局は、このような状況が続ければ国際収支の一時悪化、対外負債の累増からいざれ対外ファイナンス困難化に陥るようだと判断、去る2月17日メキシコ中央銀行は外国為替市場に対する介入停止を決定(実質的にはペソの大幅切下げ)、同時にそれに伴うインフレ加速化を防止するため、財政支出削減、価格統制などの措置を打出した。

しかしながら以上のような措置にもかかわらず、インフレ鎮静化の兆しは全くみえず(注3)、国際収支の改善もはかばかしく進まなかったため、対外借入も次第に困難化するに至った。このため政策当局は8月以降のような一連の外為関連の措置を打出した。

(1) 8月5日、二重為替相場制へ移行

(i) 一般レート フロート

(ii) 公定レート 優先物資(食糧・主要資本財)の輸入と公的部門の対外債務支払いに適用
(1ドル=48.87ペソ)

(2) 8月13日、外為市場閉鎖。その他の付随措置は以下のとおり。

(i) 外貨預金の引出しがメキシコ・ペソでのみ認め、その交換レートは1ドル=69.50ペソ(8月12日終値)に固定。

(ii) 外国への送金は禁止。

(3) 8月19日、外為市場再開、三重相場制へ移行

(i) 公定レート(1ドル=50ペソ)

(ii) 外貨預金のペソによる引出しに際してのレート
(1ドル=69.50ペソ)

(iii) フローティング・レート(注4)(自由変動制、8月19日終値1ドル=110ペソ)

以上のような措置によってもメキシコの対外債務支払能力に対する懸念は払拭されず、メキシコ・ペソ相場の軟化、外貨の大量流出が続き、ついにはメキシコの債務不履行さえ懸念されるに至った。このような状況に対処するため、BISが緊急融資(18.5億ドル、8月30日決定)を実施、また国際銀行団も90日間の債務支払い繰延べに同意するなど救済措置を採ったが、メキシコ側としても何らかの措置を実施する必要に迫られ、今回の民間銀行の国有化などの措置に踏み切ったものである。

(注2) 国際収支および対外債務残高推移

	1978	1979	1980	1981
貿易収支	△1,927	△3,188	△3,178	△3,725
經常収支	△2,342	△4,856	△6,761	△11,704
対外公的債務残高(億ドル)	263	298	338	530

(注3) 物価等の推移

	82/1	2	3	4	5
W P (前年同月比、%)	28.4	30.1	35.4	39.9	38.1
C P (前年同月比、%)	30.8	32.7	34.7	38.9	44.5
対ドル相場(ペソ/ドル) (月中平均)	26.432	31.328	45.258	45.923	46.758

(注4) なお、9月4日には、フローティング・レートを廃止、二重為替制に復帰した。

公定レート(1ドル=50ペソ)……優先物資輸入と対外負債支払いに適用

普通レート(1ドル=70ペソ)……他のすべての取引に適用

欧洲諸国

◇ ブンデスバンク、公定歩合、ロンパート・レートの引下げを決定

1. ブンデスバンクは、8月26日の定期中央銀行理事会において、公定歩合を0.5%(7.5→7.0%)、ロンパート貸付レートを1%(9→8%)、それぞれ引下げ、翌27日から実施する旨決定した。公定歩合の変更は1980年5月の既往最高水準(7.5%)への引上げ以来2年3ヶ月振りであり、一方ロンパート・レートの引下げは昨秋來の金融緩和局面にあって実質6度目で、この結果通算利下げ幅は4%(12→8%)となった。

2. ペール総裁およびシュレジンガー副総裁は、理事会終了後の記者会見で、本決定の背景等につき次のとおりコメント。

(1) ブンデスバンクは、国内景気の低迷にかんがみ、かねてより利下げのチャンスをねらっていたが、ここにきて海外金利とくに米国金利の低下、マルク相場の回復という環境変化に加え、国内物価の安定化(年末には前年比4%台を予想)や経常収支の均衡維持への展望も拓けてきたことなどから、金利引下げの余地が拡大したと判断し、各国中央銀行とも連絡をとったうえ、本日「思い切った利下げ(ein beachtlicher Zinsschritt)」に踏み切ったものである。これにより、当行の政策金利は、1980年初めの水準まで低下したことになる。

(2) 国内景気は、7月の実体経済指標も生産の落込みが予想されるなど、スタグネーションの局面にある。海外景気の停滞持続により今後輸出拡大が望み薄である以上、内需とくに企業投資の回復を図る以外に景気回復の途はない。またブンデスバンクとしては、景気指標の弱さと同時にマインドの悪化を非常に懸念しており、今回の措置ではシグナル効果の大きい公定歩合引下げを組合せて積極的に内需の梃入れを図ることとした。

金融機関においては、この際政策趣旨に沿って市中貸出金利の引下げに努めることを強く希望する。

(3) ブンデスバンクとしては、今後もマルクの内外価値の安定確保に留意しつつ、経済バランス回復のため慎重に金融緩和を進めていく所存である。

◇ フランスの大手市中銀行、市中貸出基準金利を引下げ

ソシエテ・ジェネラル、パリ国立銀行等大手市中銀行は8月31日、市中貸出基準金利(taux de base bancaire)

を0.25%引下げて13.5%とし、翌9月1日以降実施する旨発表した。なお、同金利の引下げは、7月22日の0.25%引下げ(8月号「要録」参照)に続く措置である。

今次市中貸出基準金利引下げは、前回引下げ時以来コール・レートが低下(翌日もの、7月22日15.0%→8月31日14.25%)している状況下、フランス銀行の3週間振りの市場介入金利引下げ(手形買切りオペ・レート、8月9日14.25%→31日14.00%)に追随するかたちで決定されたものである。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引下げ

ロンドン手形交換所加盟大手4行(National Westminster, Barclays, Midland および Lloyds)は、短期市場金利の低下に伴い、8月18日および31日の2回にわたり貸出基準金利(ベース・レート)を0.5%ずつ合計1%引下げて、10.5%とした。なお上記4行は8月2日にも0.5%引下げている(8月号「要録」参照)。また、通知預金利も18日に0.5%、31日には0.5~0.75%引下げられ7.5%(Lloyds)~7.25%(他の3行)となった。

◇英国政府、第5回物価スライド条項付国債を発行

英国政府・英蘭銀行は8月20日、第5回目の物価スライド条項付国債の発行要領を発表し(第4回については4月号「要録」参照)、これを受けて英蘭銀行は26日、同国債の入札・発行を実施した。

本国債の発行条件は次のとおり。

- (1) 発行総額：2.5億ポンド
- (2) 債還期日：2001年9月24日
- (3) 利 払 期：毎年3月24日および9月24日
- (4) 表面金利：年2.5%
- (5) 落札価格：額面100ポンドあたり94ポンド

◇イタリア政府、財政赤字削減のための緊急措置を決定

1. イタリア政府は7月31日、84年のインフレ率を欧洲諸国平均まで引下げる目標のもと82年度、83年度の財政赤字を現時点における見通しに比べそれぞれ10兆リラ、40兆リラ削減し、各々60兆リラおよび63兆リラに抑制するため、次の措置を閣議決定した。

(1) 緒入増加措置(注)

(イ) 付加価値税率の引上げ

標準税率および奢侈品を対象とする特別税率の引上げ(平均3~5%引上げ)。

(ロ) 法人税率の引上げ(25%→30%)。

(ハ) 石油ガス製造税率の引上げ(ガソリンの場合、10

%の引上げ)。

(注) 緊急政令(3ヶ月以内に議会の追認が必要)に基づき8月初から実施。

(2) 緒出削減措置

- (イ) 企業負担分の社会保険料率を1.25%、同じく失業保険料率を0.9%引上げ、これにより国庫補助を削減。
- (ロ) 電話、鉄道料金等公共料金の引上げに伴う国庫補助の削減。

2. 今回の措置については、企業側が「法人税や企業負担分の社会保険料率等の引上げは企業に対し過重負担を強いるもの(イタリア経団連)」と批判する一方、労組側も「付加価値税率等の引上げは物価上昇につながる」と反発しており、議会での審議難航が予想されている。

◇イタリア、第1次スパドリーニ内閣総辞職後、第2次スパドリーニ内閣成立

イタリアでは8月7日、第1次スパドリーニ内閣(キリスト教民主党、社会党、社会民主党、共和党、自由党の5党連立)が総辞職した。今回の総辞職は財政赤字削減措置(「要録」別項参照)の一環である石油企業向け課税強化法案がキリスト教民主党の一部議員の反対から廃案に持ち込まれたことに対し社会党が反発、同党の全閣僚(7名)が辞任したことによるものである。

その後、スパドリーニ共和党書記長は8月11日、ペルチニ大統領から再び組閣の要請を受け、社会党に対し閣内復帰を説得するなど組閣工作を続けていたが、8月23日に至って同工作が成功、上記5党連立による第2次スパドリーニ内閣が成立した。新内閣の構成をみると、主要閣僚が全員留任となったことが特徴。主要閣僚名は以下のとおり。

首 相 Giovanni Spadolini(共和党、留任)

蔵 相 Beniamino Andreatta

(キリスト教民主党、留任)

経 済 相 Rino Formica(社会党、留任)

予 算 相 Giorgio La Malfa(共和党、留任)

外国貿易相 Nicola Capria(社会党、留任)

外 相 Emilio Colombo

(キリスト教民主党、留任)

◇イタリア、海外持株金融会社に対する規制を強化

1. イタリア外国貿易省は8月9日、イタリア居住者の出資による海外持株金融会社の監督を強化することをねらいとした規制措置の導入を決定し、11月9日より実施する旨発表した。

その主要点は以下のとおり。

- (1) 外国貿易省に対する報告および許可事項の追加
 - (i) 海外持株金融会社の親会社は今後外国貿易省に以下の事項につき報告するものとする。
 - ① 海外持株金融会社およびその関連子会社の年次事業概要
 - ② 海外持株金融会社の利益処分および出資比率の変更
 - (ii) 海外持株金融会社の親会社は海外持株金融会社が子会社を設立する際には外国貿易省の許可を要することとする。
- (2) なお、金融業とそれ以外の業務を兼営する持株会社（いわゆる mixed-purpose holding company）についてもイタリア資本の比率が50%を超えるものには(1)の規制を適用する。
2. 今回の規制強化措置については「従来から検討されてきた海外持株金融会社に対する監督体制の強化を具体化したものであり、これによってバンコ・アンブロシアーノ問題に起因する外国人投資家の動搖をいくらかでも緩和する効果を期待したもの」とみられている。

◇イタリア銀行、公定歩合引下げ

1. イタリア銀行は8月24日、公定歩合を1%引下げて18.0%とし、25日以降実施する旨発表した。同行の公定歩合変更は81年3月23日以来1年5か月振り、また同引下げは78年9月4日以来約4年振りである。

新金利体系は以下のとおり（カッコ内は旧レート）。

(1) 手形割引歩合

商業手形割引…18.0%（19.0%）、ただし高率適用（注）
の場合は21.0%（22.0%）

(2) 貸付歩合

通常貸付…18.0%（19.0%）

債券担保特別短期貸付

18.0%（19.0%）、ただし高率適用（注）
の場合は最高21.0%（22.0%）

（注）高率適用について

- (i) 商業手形割引の場合…当該割引実施直前の半期（1～6月または7～12月）における商業手形割引額平均残高が支払準備制度適用対象預金の平均残高の1%を超える銀行に対しては、3%の罰則金利を適用。
- (ii) 債券担保特別短期貸付の場合…商業銀行が最初の貸付を受けてから2回目の貸付を受けるまでの期間が90日以内の場合は3%、91～120日以内の場合は2%、121～150日以内の場合は1%の金利をそれぞれ計算して適用（151日以上経過した場合は高率適用の対象外）。

2. 今次措置につきイタリア銀行では、「海外金利の低下に加え、リラがEMS内で安定した動きを示していることを背景に、最近のT B入札レートをはじめとする市

場金利が低下している状況にかんがみ採られた措置である。ただし、インフレ圧力はなお根強く、本年の政府目標のインフレ率（前年比、+16%）の達成について楽観できない状況下、金融政策のスタンスの転換を意味するものではない」旨コメントしている。

◇イタリア銀行協会、プライム・レートを引下げ

1. イタリア銀行協会は8月26日、加盟各行のプライム・レートを1%引下げて20.75%とし、27日以降実施する旨発表した。同協会のプライム・レート変更は本年3月8日の引下げ以来の措置で年初来2回目である。

新金利体系は以下のとおり（カッコ内は旧レート）。

- (1) 通常貸付（貸付の大宗を占める当座貸越、証書貸付等の無担保、無保証貸付）

20.75%（21.75%）

- (2) 優遇貸付

輸出信用…18.5%（19.5%）

商業手形割引等…19.25%（20.25%）

2. 今回措置につき、イタリア銀行協会では「8月25日に実施された公定歩合引下げに追随して決定されたもので、企業の金利負担の軽減を図り、設備投資意欲の喚起に資することをねらいとした」と説明している。

◇スイス中央銀行、公定歩合の引下げ等を決定

スイス中央銀行は8月26日、公定歩合（5.5→5.0%）、ロンバート貸付歩合（7.0→6.5%）をそれぞれ0.5%引下げ、翌27日から実施する旨決定した。その際、同行は「本利下げは、諸外国中央銀行の金利引下げ措置と歩調を合わせるとともに、最近における国内経済情勢にも配慮したものである」とのプレスコミュニケを発表した。なお公定歩合の引下げは、本年3月の0.5%（6.0→5.5%）引下げ以来の措置である。

◇オランダ銀行、公定歩合等を引下げ

1. オランダ銀行は8月26日、公定歩合等を1%引下げ（基準割引歩合8.0→7.0%、債券担保貸付金利8.5→7.5%、約束手形割引歩合9.0→8.0%）、翌27日より実施する旨発表した。基準割引歩合の引下げは本年3月19日（4月号「要録」参照）以来であり、債券担保貸付金利等の引下げは5月5日の措置（5月号「要録」参照）に次ぐものである。

2. 本措置につきオランダ銀行では、「国内需要の低迷が続き、失業者数が戦後最高の水準に達する一方、物価の鎮静、国際収支の好調を背景にオランダ・ギルダー相場は堅調に推移している。このため、オランダ銀行ではかねてから金利引下げのタイミングをはかっていたが、

ここにきて米国金利の急落から歐州諸国でも金利が低下、国内市場金利も軟化傾向をたどっていることから、ブンデスバンクの公定歩合引下げ(「要録」別項参照)と歩調を合わせて実施した」と説明している。

◇オランダ、総選挙を実施

オランダでは9月8日、下院議員選挙が実施され、この結果、野党の労働党(デン・アイル党首)が47議席を獲得して第1党に返り咲いた。他方、福祉の切り詰め等緊縮財政の実施を主張している自由民主党が36議席を得て(10議席増加)、組閣のキャスティング・ボートを握ったことから、第2党のキリスト教民主同盟(CDA、フォン・アフト党首<現首相>)をはじめとした3党間で組閣工作が進められている。なお、今回の選挙は経済政策を巡る労働党とCDAの対立から、CDAとデモクラシーによる暫定少数連立内閣が発足した時(本年5月29日、6月号「要録」参照)以来、各党間で合意されていたものである。次期内閣成立までは現フォン・アフト政権が暫定内閣として存続する。

	前回選挙	今回選挙
労 動 党	44	47
キリスト教民主同盟	48	45
自由 民 主 党	26	36
デ モ ク ラ シ ー	66	17
急 進 党	3	2
共 産 党	3	3
そ の 他	9	11
計	150	150

(注) 前回選挙は81年5月26日。

◇ベルギー政府、1983年度予算案を発表

1. ベルギー政府は8月2日、1983年度(1~12月)予算案を発表した(別表参照)。同予算案の主な特徴点は以下のとおり。

一般会計歳出は、①公務員給与の引上げ抑制(+6.8%程度を上限として設定)、公務員数削減(82年度比△1.5%)等による人件費節約、②社会保険料企業負担分に対する国庫補助金の縮減(300億フラン→150億フラン)、③年間所得が300万フランを超えた場合の社会保険料の特別賦課(10%上乗せ)、家族手当の削減(扶養子女が1名の場合、当該子女に対する家族手当は従来に比べて3歳以降半減、6歳以降ゼロ)等による社会保険会計の赤字削減、などにより前年度当初予算案比+9.4%(前年度同+16.6%)と低目に抑えられている。

一方、一般会計歳入は、①付加価値税引上げ(税収増見込み150億フラン)、②必要経費控除の濫用防止等による徴税の強化(同100億フラン)、③たばこ消費税引上げ(同10億フラン)、などにより同+10.7%(前年度同+3.4%)と歳出を上回る伸びを見込んでいる。

この結果、一般会計の収支尻は2,610億フランの赤字と、前年度当初予算案における赤字(2,520億フラン)とほぼ同水準にとどまっている。

なお、資本会計の赤字幅は、公共事業の抑制等により1,640億フラン(前年度当初予算案同1,730億フラン)に削減され、この結果、総合収支尻は4,250億フランの赤字(名目GDP見込み比10.07%)と、前年度当初予算案における赤字と同額となっている。

2. 本予算案につき、政府では、「歳出を実質削減(注1)した厳しい予算案であり、こうした82年度來の緊縮方針により、破綻に瀕していた財政は改善方向に転じつつある(注2)」(ゴル副首相)と述べている。

(注1) 83年のインフレ率見通し+8.5%に対し、一般会計・資本会計の歳出は合計1兆7,020億フランと、前年度実績見込み比+7.5%にとどまっている。

(注2) 中央政府の借り入れ所要額(名目GDP対比)
81年12.7% 82年11.4%(見込み) 83年10.5%(同)

ベルギーの1983年度予算案

(単位:10億フラン、△印は赤字)

		1982年度 当初予算 案(注)	1983年度	前 年 度 当 初 予算案比
一般 会 計	歳 入 歳 出 収 支 じ り	1,141 1,393 △ 252	1,263 1,524 △ 261	+ 10.7% + 9.4 —
資本会計収支じり	△ 173	△ 164		—
総合収支じり	△ 425	△ 425		—

(注) 本年3月閣議決定(4月号「要録」参照)。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は、8月19日および9月9日の2度にわたり、0.5%刻みで公定歩合ならびに債券担保貸付金利の計1%引下げを実施した。当該金利の推移は別表のとおり。

なお、同行の公定歩合等引下げは、7月29日の0.5%引下げ(8月号「要録」参照)に続くものである。

2. 今次一連の金利引下げにつき、ベルギー中央銀行では、「内外の市場金利低下に追随したもので、為替相場に悪影響を及ぼさない範囲内で慎重に引下げを続けていくとの方針に沿ったもの」とコメントしている。

ベルギー中央銀行の金利引下げ

(年利・%)

	変更前	8月19日以降	9月9日以降
再割引歩合(公定歩合)	13.5	13.0	12.5
債券担保貸付金利 貸付限度枠内の貸付適用金利	14.5	14.0	13.5
貸付限度枠外の高率適用金利	中央銀行の裁量により決定	同左	同左

◇デンマーク中央銀行、自動的貸出制度を停止

1. デンマーク中央銀行は9月9日、商業銀行に対する自動的貸出制度(注)を停止し、即日実施する旨発表した。

(注) デンマーク中央銀行の国債オペと並ぶ市場調節手段。四半期毎に、各取引先に一律、資金金の一定割合を中央銀行貸出平残枠として配付し、商業銀行は自由にそれを使用。

2. 本措置につき、デンマーク中央銀行は、「内閣総辞職など不安定な政治情勢やノルウェー・クローネの3%切下げ(「要録」別項参照)からデンマーク・クローネの切下げ思惑が台頭、投機的なクローネ売りが増加している状況にかんがみ、クローネ防衛の断固たる姿勢を示すため採られたもの」と説明している。

◇スウェーデン中央銀行、罰則金利を引下げ

1. スウェーデン中央銀行は9月9日、同行の市中銀行貸出に適用する罰則金利を15%に一本化(注)し翌10日から実施する旨発表した。

(注) 市中銀行が自己資本の50%を超える借入を行う場合適用されるもので、本年6月18日以降、期間6日以内の借入に対しては14%、連続7日以上の借入に対しては16%を適用していた(7月号「要録」参照)。

2. 本措置につき、スウェーデン中央銀行は、「国内経済が低迷を続ける一方、物価上昇率が一頃に比べかなり鈍化している(消費者物価の前年比81/8月<ピーク>+14.2%→32/7月+8.6%)状況下、このところ海外金利の低下もあって国内金利が軟化傾向にあることをかんがみて採られた措置」と説明している。

◇ノルウェー、ノルウェー・クローネを3%切下げ

1. ノルウェー政府は9月4日、ノルウェー・クローネを主要14か国通貨バスケット指数に対し3%切下げ、9月6日から実施する旨発表した。同国では、去る8月2日に通貨バスケット指数を改訂、実質3%の通貨切下げを実施しており(8月号「要録」参照)、本措置の結果ノ

ルウェー・クローネは8月末通算6%切下げられたことになる。

2. 本措置につき、ノルウェー中央銀行は「最近における国際競争力の低下による輸出の伸び悩みと、その国内景気に対する悪影響にかんがみ実施されたもので、現在策定されている明83年度予算における各種経済対策の一環として位置付けられるもの」旨説明している。

◇オーストリア中央銀行、公定歩合の引下げ等を決定

オーストリア中央銀行は8月30日、公定歩合(6.75→6.25%)、ロンパート貸付歩合(7.25→6.75%)をそれぞれ0.5%引下げ、翌31日から実施する旨決定した(再割枠およびロンパート貸付枠のそれぞれ70%を超える使用に対し適用される高率レートは従来どおり各レートの1%高)。公定歩合等の変更是、80年3月以来の措置となるが、同国内では、今回の措置は、8月27日ブンデスバンクが公定歩合等を引下げたのを契機に、対マルク・シリング相場の安定および西ドイツとの金利バランスに配慮しつつ、低迷を続ける国内景気の刺激をねらって採られたものとみられている。

◇アイスランド、アイスランド・クローナを切下げ

アイスランド中央銀行は8月23日、アイスランド・クローナを主要18か国通貨バスケットに対し14.3%切下げ、即日実施する旨発表した。クローナ切下げは本年1月14日(12%切下げ、2月号「要録」参照)に続くものである(切下げ後のレートは1米ドル=13.87クローナ)。

- 本措置につき、同行では、「最近の貿易収支の悪化に對処するため実施したもの」と説明している。

アジアおよび大洋州諸国

◇香港、預貸本金利を引下げ

香港銀行協会は、8月中23日と31日の2回にわたって銀行預本金利を引下げた(下限幅、23日△1.5%、31日△0.5%)。これに伴い英系主力2行(香港上海、チャータード)はそれぞれ即日貸出プライム・レートを同幅引下げた。

本措置は、5月、7月の金利引下げにもかかわらず景気が引き続きスローダウンしている状況下、「一段の浮揚策が必要」(政府)として、米国金利低下の機をとらえて実施されたものである。

新しい預貸本金利は次のとおり(年利・%)。

(7月26日) 貸 出 プライム・レート	(8月23日) 以 降	(8月31日) 以 降
14.0	12.5	12.0

普通預金	8.0	6.5	6.0
通知預金	8.0	6.5	6.0
定期預金			
3か月もの	11.0	9.5	9.0
6か月もの	11.0	9.5	9.0
1年もの	10.5	9.0	8.5

◇タイ、公定歩合を引下げ

タイ中央銀行は、8月25日、基準貸付金利の0.5%引下げと高率適用貸付金利の1%引下げを発表、即日実施した。本措置は約1年振りに実施された8月10日の引下げに続くもので国内景気の浮揚を図るために、海外金利低下の機をとらえて採られたものである。なお、最近の公定歩合の推移は次のとおり。

	基準貸付金利	高率適用貸付金利
81年7月8日	14.5%	18.5%
11月12日		↓ 17.0
12月3日		↓ 16.0
82年4月20日		↓ 17.0
8月10日	14.0	↓ 16.0
25日	13.5	↓ 15.0

◇豪州、82/83年度予算案を発表

豪州政府は8月17日、82/83年度(82年7月～83年6月)予算案を議会に提出した。本予算案は「引き続きインフレの抑制にも配慮するが、最近の急速な景気後退に対応することも必要」(ハワード蔵相)との方針の下、編成され、所得減税や公共投資・社会保障支出の増額等の需要喚起策が打出されている。

なお、同時に発表された本年度の経済見通しでは①実質GDP成長率は鉱工業部門の伸び悩みに加え、農業部門のかんばつ被害もあって前年度の+2.7%から若干のマイナス成長となる、②消費者物価上昇率は賃金の大幅上昇持続(+12%)を背景に前年度(+10.4%)並みの+10.75%となる、③経常収支は貿易収支の改善がはかばかしくないうえ、外債利払費の増嵩もあって引き続き前年度並みの高水準となる、④マネーサプライの伸び率目標を前年度実績(+11.3%)を下回る9～11%とする、等としている。

予算規模および歳入・歳出面の措置は次のとおり。

(1) 予算規模

歳入は販売税、消費税等の税率引上げにもかかわらず、個人所得税の減税措置や景気後退に伴う法人税の落込みなどから、前年比+11.3%と前年度(+15.9%)

を大幅に下回る伸びとなっている。

一方、歳出面では住宅(前年比+24.6%)、都市・地域開発(同+45.9%)、経済開発(同+16.8%)等の公共事業関係費や社会福祉費(同+15.4%)を中心に前年比+13.9%と前年度(+12.6%)を上回る伸びとなっている。この結果、財政赤字幅は△1,674百万豪ドルと前年度(実績△549百万豪ドル)に比べて大幅に拡大している。

(2) 新しく採られた措置

イ. 岁入面

(イ) 消費税——ビール、たばこの消費税率を各々15%、20%引上げる(8月17日実施)。

(ロ) 販売税——一律2.5%ポイントの税率アップのほか、新たに建設資材、綿布類等を課税対象品目とする。これにより、前年比+27.1%の販売税增收を期待している。

(ハ) 所得税——課税最低限度額を従来の4,195豪ドルから4,595豪ドルに引上げるとともに、低中所得層(課税所得4,595豪ドル超～19,500豪ドル)の標準税率を32%から30%に引下げる。

ロ. 岁出面

(イ) 住宅——住宅ローンの利子補給額を増額す

豪州82/83年度予算案

(単位：百万豪ドル)

		81/82年 度実績	82/83年 度	前年比 (%)
歳入	関税	2,156	2,244	4.1
	消費税	5,992	6,721	12.2
	販売税	2,854	3,629	27.1
	所得税	21,224	23,346	10.0
	その他税収	3,006	3,559	18.6
その他共合計		40,790	45,393	11.3
歳出	国防費	4,135	4,622	11.8
	教育費	3,346	3,799	13.5
	保健費	2,913	3,379	16.0
	社会福祉	11,498	13,272	15.4
	住宅	458	571	24.6
	都市・地域開発	77	113	45.9
	文化	483	501	3.7
	経済開発	2,757	3,221	16.8
	一般行政	2,887	3,189	10.5
その他共合計		41,339	47,067	13.9
財政収支		△ 549	△ 1,674	—

るとともに、公共住宅の建設を拡大する(前年比+27%)。

(d) 社会福祉——年金受給額、失業手当、障害者補助金等の増額のほか、第1子、第2子の子女に対する児童手当を50%引き上げる。

(e) 経済開発等——ハイウェー網充実を期した独立200年記念道路事業の開始(本年度支出額150百万豪ドル)、鉄道新線建設等により公共事業の拡大を図る。

◇ニュージーランド、1982年度予算案を発表

ニュージーランド政府は8月5日、1982年度(82年4月~83年3月)予算案を議会に提出した。今次予算案は社会保障関係費、公共投資の規模抑制が図られるなど、インフレ抑制に配慮したものとなっている。予算案提出にあたってマルドゥーン首相は「景気はスローダウン傾向にあるが、持続的な成長を達成するためには高騰を続ける物価の抑制が当面の最重点課題である」旨強調した。今次予算案の概要は次のとおり。

(1) 予算規模等

歳入は間接税の税率引き上げを図ったものの、低中所得層に対する物価調整減税を実施したため、全体では前年比+11.4%(前年度+21.6%)の伸びにとどまっている。一方、歳出面では産業開発費が農業を中心比較的高い伸びを示しているものの、社会保障、教育費等が低い伸びにとどまっているほか、一般行政管理費等も削減されていることから、全体では前年比+10.3%と前年度(+21.3%)の伸びを大幅に下回る緊縮型となっている。しかし、財政収支尻は上記歳入の伸び悩みが響き前年並みの1,879百万NZドルの赤字を見込んでいる。

(2) 主な施策

イ. 税制改正

○直接税……全所得者の90%を占める中間所得層(5.5~38千NZドル)の標準税率を約10%引き下げる(10月1日実施)一方、これまで優遇措置が講じられてきた生損保会社等の法人税率を引き上げる(30→31%)。

○間接税……酒・たばこ等の消費税(平均30%引き上げ)、小売販売税(税率10%→15%)を引き上げる。また、国際収支改善の見地から自動車、オートバイ等の輸入関税、出国税(5→40NZドル)等の税率を引き上げる。

ロ. 産業振興

○農業……最低価格保障制度に基づく農家向け補助金の大額増額(前年比+68.8%)を図る。

○工業……林業等の特定産業振興助成金を今後5年以内に打切る。

ニュージーランドの1982年度予算案

(単位・百万NZドル)

		1981年度 (実績)	1982年度	前年度 比(%)
歳 入	税 うち 所 得 販 売 関 稅	8,799 6,515 2,006	10,230 7,350 2,580	16.3 12.8 28.6
	そ の 他 共 合 計	12,195	13,582	11.4
	一 般 行 政 経 費	1,111	1,099	△ 1.1
	外 交・國 防 費	736	836	13.9
歳 出	教 育 費	1,504	1,629	8.3
	産 業 開 発 費	2,203	2,681	21.7
	運 輸・通 信 施 設 費	1,955	1,652	△15.5
	社 会 保 障 費	3,129	3,451	10.3
	保 健・医 務 費	1,603	1,811	13.0
	債 務 償 戻・政 府 事 業 費	1,211	1,450	19.7
そ の 他 共 合 計		14,013	15,462	10.3
財 政 収 支		△1,818	△1,879	—

共 产 圈 諸 国

◇中国、物価管理暫定条例を制定

中国は、7月7日の国务院常務會議で物価管理暫定条例を採択し、公布、施行した(8月24日付人民日報公表)。同条例は市場経済の導入等により一部に混乱が生じている物価の決定・管理方式を統一的に規定し、物価の安定を図ることがねらいとされている。条例は41条からなるがその骨子は以下のとおりである。

イ. 国の物価政策、物価法規は、「社会主義計画経済を主とし、市場調節を従とする」原則の下で国务院が批准・制定する。

ロ. 価格形式は、当該品目の国民経済における重要度に応じ、①国が定める価格、②国の規定範囲内で企業が定める価格、③市場価格の3種とし、①を主要形式とする。

ハ. 重要な工農業品価格、交通運輸価格および物資管理費は国务院または地方政府が統一的に管理・決定する。

ニ. その他の工農業品等の価格は国の定める範囲内で、

品質、地域・季節格差を考慮のうえ工商企業が決定する。

ホ. 自由市場における農産品・手工業品価格と個人企業のサービス価格は国の定める範囲内で売方・買方が協

議して決定する。

ヘ. 国家物価局を中心とする物価管理機構の増強や定期的な物価検査の実施を通じて物価管理を強化し、違反者には行政上・刑事上の処分を行う。